

富山県働き方改革に関する政労使協議会が今後3年間に取り組む工程表

スケジュール

中小企業 ① 年5日の年次休暇取得の義務化
② 労働時間の状況の把握義務

③ 時間外労働の上限規制

④ 不合理な待遇差の禁止

平成31年4月～

令和2年4月～

令和3年4月～

大企業 ① ② ③

④

- 1 年5日の年次休暇取得の義務化**
○年次休暇が年10日以上ある労働者について5日は必ず取得(平成31年4月以降年10日以上発生する年次有給休暇に適用)
- 2 労働時間の状況の把握義務**
○すべての労働者について、労働時間の状況を把握

- 3 時間外労働の上限規制**
○時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間
○臨時的な特別な事情がある場合(年6回まで)
・時間外労働年720時間以内
・時間外労働+休日労働月100時間未満かつ複数月(2~6か月)平均で80時間以内

- 4 不合理な待遇差の禁止**
○同一企業内で、正社員と非正社員との間で、賃金や賞与などの不合理な待遇差が禁止
○非正社員から正社員との待遇差について説明を求められた場合、待遇差の内容や理由を説明する義務
※派遣労働者については令和2年4月から適用

「働き方改革」の推進に係る各構成員の令和3年度までの主な取組

富山県経営者協会

- 会員企業を対象としたセミナーや講演会の開催
- 経営課題調査等による情報発信

富山県商工会議所連合会

- 会員企業を対象としたセミナーの開催
- 専門家による相談会及び専門家派遣による個別支援の実施

富山県商工会連合会

- 専門家派遣事業の実施
- 「時間外労働助成金(団体推進コース)」を活用した働き方改革の推進

富山県中小企業団体中央会

- 会員企業を対象としたセミナーや業種別組合を対象とした研修会の開催
- 専門家を活用し働き方改革について指導

日本労働組合総連合会富山県連合会

- 春季生活闘争や学習会における取組
- Action! 36の展開、電話相談の実施、事例集の作成・配布

富山県信用金庫協会

- 労務に関する専門家の紹介
- 各種補助金・助成金の案内や店舗への資料配置

北陸税理士会富山県支部連絡協議会

- 会員を対象とした研修会の開催
- 顧問先企業等への働き方改革関連法の周知

富山県社会保険労務士会

- 商工団体等と連携したセミナーの開催や相談員派遣の実施
- 個別企業への専門家派遣

富山県よろず支援拠点 富山産業保健総合支援センター

- セミナーや個別相談会の開催
- 働き方改革関連法セミナーの開催

富山県

- 働き方改革県民運動や、イクボス企業同盟とやま、出前講座の実施
- 働き方改革関連法に係る相談への対応

中部経済産業局

- 「しわ寄せ」防止のための総合対策の取組
- 発注者への働き方改革の働きかけ

富山労働局

- 中小企業事業主への個別支援
- 働き方改革集中啓発期間の取組
- 特別相談窓口の設置